## 〇今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから決定までに60日超を要したもの(資料9)

法人名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
大学入試センター	ICプレーヤー機種選定に関する法人文書	H19.2.21	H20.3.31	404	答申を受けて、関係者との調整等、慎重な検討を 行う必要があったため。
預金保険機構	預金保険機構において特定日に特定番号で受け付けた法人文書開示請求に対する不開示決 定に関する件(平成19年(独情)諮問第76号)	H19.7.25	H19.10.5	72	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため。
	預金保険機構において特定日に特定番号で受け付けた法人文書開示請求に対する不開示決 定に関する件(平成19年(独情)諮問第76号)	H19.7.25	H19.10.5	72	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため。
	預金保険機構において特定日に特定番号で受け付けた法人文書開示請求に対する不開示決 定に関する件(平成19年(独情)諮問第76号)	H19.7.25	H19.10.5	72	開示手数料不払者への手続であるが、同時期に同一の不払者からの新たな開示請求及び異議申立てがなされ、これらに関する開示手数料支払いの有無の確認作業と本手続が集中したため。
東京大学	前期日程第2次学力試験受験者成績分布図(平成16年度理科三類)等の不開示決定に関する 件	H19.11.21	H20.3.31	131	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙 であったため。
	情報公開審査専門委員会議事要旨の開示決定に関する件(文書の特定)	H19.11.14	H20.3.31	138	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙 であったため。
	平成16年度東京大学入学試験第2次学力試験前期日程(理科三類)について、調査書が取り扱われた際の基準・態様が分かる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.26	H20.3.31	187	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙 であったため。
	「平成17年度第4回東京大学個人情報審査専門委員会配布資料4-2」等の一部開示決定に関する件	H19.9.26	H20.3.31	187	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙 であったため。
	平成16年度東京大学入学試験第2次学力試験前期日程の英語第3問のリスニングに関し放送された内訳が記載された文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.10.24	H20.3.31	159	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙 であったため。
	平成16年度東京大学入学試験の特定科目問題の特定事項に該当する数式が記載された文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.10.24	H20.3.31	159	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙 であったため。
広島大学	医学部、病院等が保有する「委任経理金歳入状況リスト」等への開示請求	H19.9.6	H19.11.6	61	答申で開示すべきとされた部分についての検討に 時間を要したため。